

被保険者各位

富士通健康保険組合

2012年度3月分保険料（給与控除は4月分）からの負担割合変更について（ご通知）

日頃より、当健康保険組合の運営にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

2010年3月に保険料率を改定いたしましたが、改定に伴う被保険者負担増額が大きいことから、緩和措置として被保険者の負担割合を段階的に変更することとしております。

今年度の保険料につきましては、当初の定め通り下記の通りとなりますので、ご通知申し上げます。

記

1. 健康保険料率について

健康保険料率の変更はありませんが、被保険者負担と事業主負担の割合が変更になります。

	2011年度		2012年度	
	保険料率	負担割合	保険料率	負担割合
合計保険料率	79.00%	100%	79.00%	100%
(被保険者負担)	34.22%	43.32%	34.66%	43.87%
(事業主負担)	44.78%	56.68%	44.34%	56.13%

「%o(パーミル)」とは、千分率（1000分の1を1とする単位）です。

2. 介護保険料率について

介護保険料率は、以下のとおりになります。

被保険者負担と事業主負担割合につきましては、2011年度と同様です。

	2011年度		2012年度	
	保険料率	負担割合	保険料率	負担割合
合計保険料率	10.4%	100%	11.0%	100%
(被保険者負担)	5.2%	50%	5.5%	50%
(事業主負担)	5.2%	50%	5.5%	50%

※介護保険につきましては、市区町村で運営しています。

健康保険組合では、介護保険料の徴収のみおこなっており、毎年、介護保険料率を見直しています。

3. 負担割合変更時期

2012年3月分保険料（給与控除は4月分）より変更

4. その他

保険料金額につきましては、※保険料月額表をご覧ください。

その他詳細につきましては、当健康保険組合ホームページの健康保険料・介護保険料についてよりご確認ください。

以 上

担当：適用給付グループ

内線：7129-5429, 5444 外線：044-738-3010